

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月26日

分任支出負担行為担当官
福岡航空交通管制部長 濱畑 嘉亨

1. 履行概要

(1) 契約件名

F A C E その2 機器撤去工事外1件工事

(2) 工事場所

福岡航空交通管制部

(3) 工事内容等

別紙のとおり

(4) 工期

契約締結日の翌平日から令和9年2月28日まで

(5) 電子調達システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを分任支出負担行為担当官福岡航空交通管制部長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

(6) 総合評価落札方式による実施

本案件は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））により実施する。

なお、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされた国土交通省航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の再認定を受けている者を除く。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照。）。

(9) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(10) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒811-0204 福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡航空交通管制部会計課調達係
TEL 092-607-7114

(2) 入札説明書の交付方法

(a) 本日から令和8年7月6日までの間、電子調達システムにて、ダウンロードにより交付する。

(b) (a)の方法によりがたい場合には、本日より令和8年7月6日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から17時00分までの間に、縦覧に供するとともに、無償で交付（貸与）するので、入札参加を希望する者は、入札説明書の交付を必ず受けること。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年7月7日14時00分まで

(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

(a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年7月28日16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。

(b) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683

(6) 開札日時及び場所

令和8年7月29日11時00分 福岡航空交通管制部入札室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札価格であり、総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

○ 工事内容等について

1. (3) 工事内容等とは、下記に掲げる内容とする。

発注概要：

(1) F A C E その 2 機器撤去工事

・本工事は、福岡航空交通管制部において、F A C E その 2 機器及びこれに係る附属設備の撤去並びに F A C E その 2 ハードウェア更新機器の移設を行うものである。

(2) 次期航空保安情報ネットワーク整備工事 福岡 A C C

・本工事は、福岡航空交通管制部において、次期航空保安情報ネットワークに必要な附属設備の設置を行うものである。

○ 分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(10)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1) 施工実績

平成23年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①又は②の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。

なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事で工事成績評定が通知されている場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

① 同種工事（※）

ア) 航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新に係る電気通信工事

イ) 航空保安用の施設又は工作物の撤去工事

② 類似工事

ア) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。

イ) ①項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。

上記の2件以上の施工実績を有すること。

※以下の施設の工事を同種工事とする。

イ) 航空交通管制業務に係るレーダー施設

航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

ロ) I L S 施設

ハ) 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）

航空交通管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制、着陸誘導管制及び飛行場管制業務をいう。

ニ) 航空交通管制情報処理システム等

航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。

ホ) V O R / D M E （若しくは T A C A N）施設は、V O R、T A C A N、D M E の単独工事も同種とする。

ヘ) 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置

ト) 対空通信施設（A / G、R A G、A T I S、R C A G 及び A E I S）又は N D B 施設

また、訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも同種工事とする。なお、CORINS 登録のないもの（請負額500万円未満）は類似工事とする。

2) 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。

① 平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下のア) 又はイ) の要件を満たす工事の経験を有すること。ただし共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下のア) 又はイ) の工事経験を有していれば良い。

なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局が発注した工事で工事成績評価が通知されている場合は、工事成績評価の評定点が65点未満であるものを除く。

ア) 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新又は撤去工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。

イ) 類似工事

同種工事以外の下記のa) 又はb) の要件を満たす工事

a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であつて建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。

b) a) の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

3) 施工計画

契約締結から工事完了までの実施工程が適正に計画されていること。

4) 工事成績

国土交通省航空局及び地方航空局が発注した電気通信工事で、令和6年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評価の評定点が平均65点以上であること。ただし、上記を受注した実績がない場合又は工事成績評価点の通知を受けていない場合はこの限りではない。